

建設の概要

1. 規模

- 敷地面積 15,927.2㎡
- 建築面積 2,134.9㎡
- 延床面積 2,197.6㎡
 - 1階 1,884.1㎡
 - 2階 313.5㎡
- 部屋別面積

階別	室名	面積(㎡)	階別	室名	面積(㎡)	
一階	管理室	11.2	一階	アリーナ	1,415.7	
	医務室	12.5		ギャラリー(272席)	105.3	
	女子更衣室	22.5		器具庫(2室)	55.9	
二階	女子シャワー室	8.0	二階	トレーニングルーム兼控室	59.5	
	男子更衣室	26.5		放送室	17.9	
	女子シャワー室	8.0		指導員室	17.5	
	ホール	84.8		二階	ギャラリー	207.3

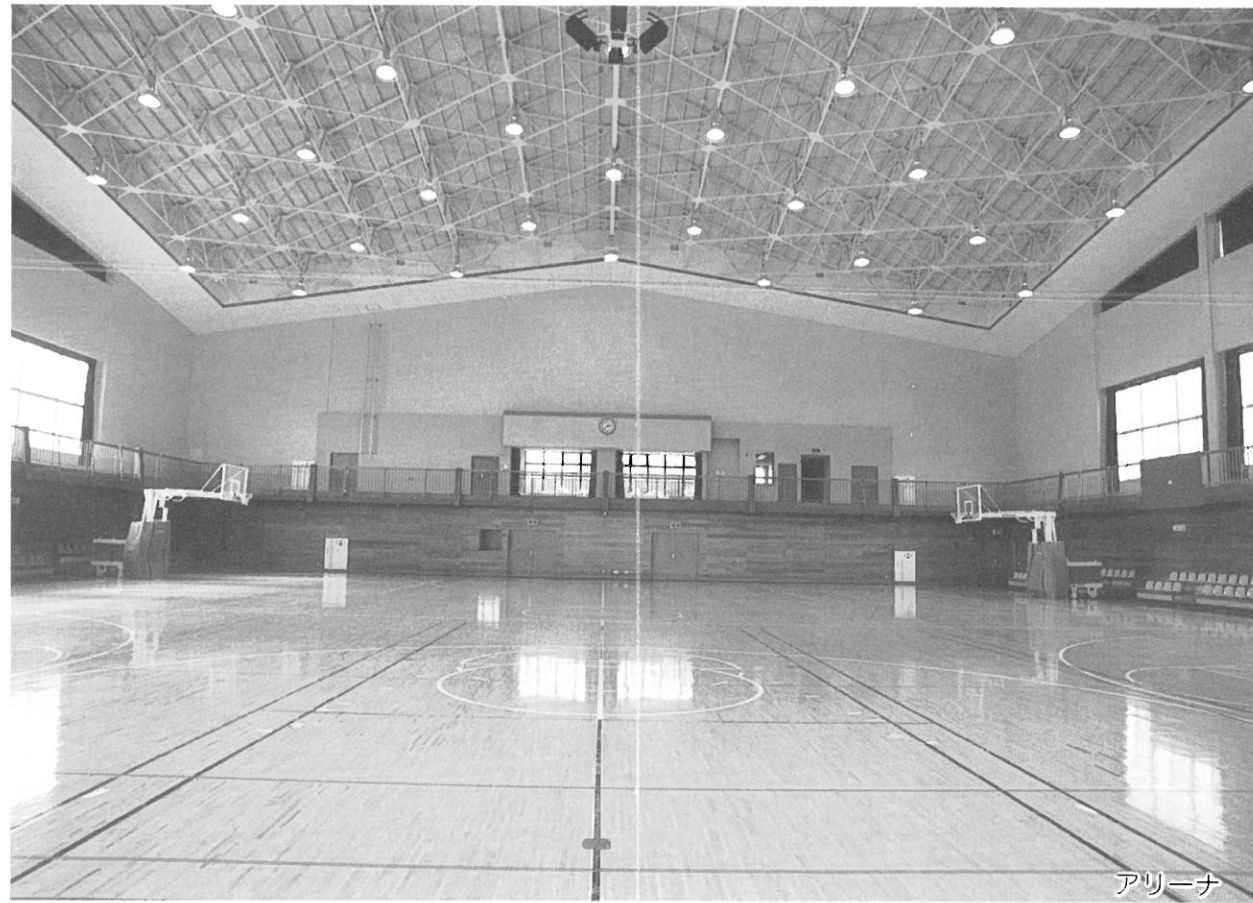
○構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造
一部2階建

2. 工期

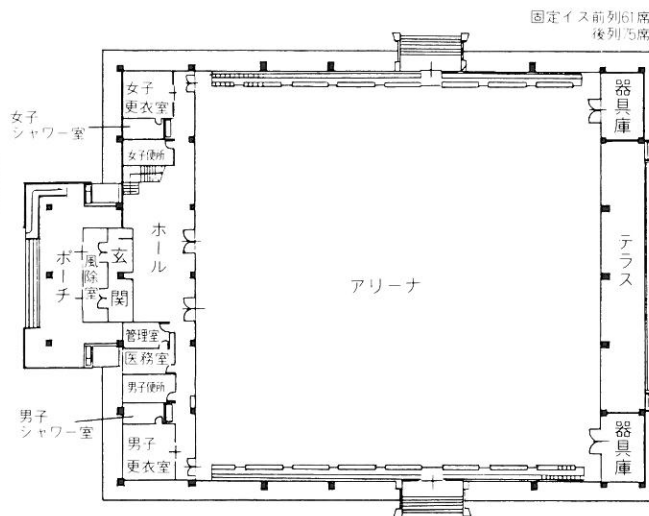
- 起工 昭和58年10月13日
- 竣工 昭和59年11月17日

3. 建設費

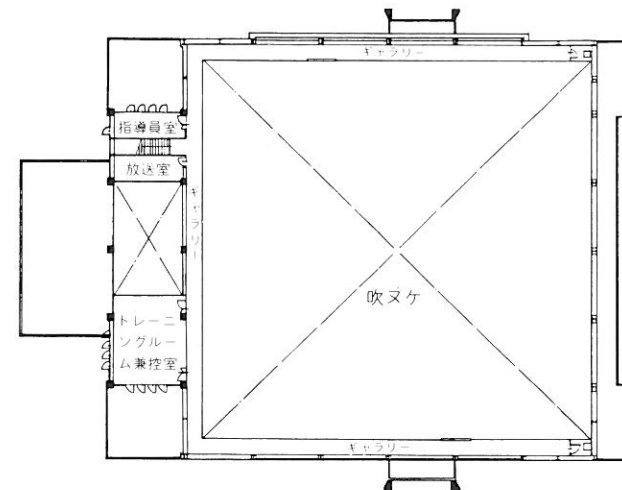
総事業費 353,453千円
 (うち、白河布引山演習場周辺学習等供用施設(体育館)設置助成事業補助金 93,950千円)
 建築設計管理費 5,900千円
 本体建築工事費 347,553千円



体育館平面図



1階平面図



2階平面図

体育館使用料について

●体育館使用料

(単位:円)

使用区分	全面使用	電気使用料				
		2分の1	全灯	半灯	10灯	
ア リ ー ナ	アマチュアスポーツであるとき	200	100	400	200	100
	児童生徒高校生	300	150	900	450	230
	その他の行事であるとき	610	300	900	450	230
	その他の行事であるとき	1,540	770	1,800	900	450
	アマチュアスポーツであるとき	200	100	1,800	900	450
	児童生徒高校生	610	300	1,800	900	450
	その他の行事であるとき	1,230	610	1,800	900	450
	その他の行事であるとき	3,090	1,540	2,400	1,200	600
	興行に類するもの	15,450	7,720	2,400	1,200	600
	個人使用の場合(1人当たりの額)					
児童生徒			30		100	50
高校生			50		150	80
一般			60		200	100
トレーニング室				100		
指導員室				100		
放送室				200		

- 備考
- (1) この使用料は1時間当たりとする。
 - (2) 時間外の使用に係る使用料の額は所定の使用料にその2分の1に相当する額を加算した額とする。
 - (3) 村外使用者は、2倍の額とする。
 - (4) 個人使用は、5人以内とする。
 - (5) この表において、「入場料を徴収する場合」とは、使用者が、体育館に入場する者から入場料を徴収する場合(名称を問わず、入場者から入場の対価を徴収することをいう)をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、その他の場合をいう。
 - (6) 使用者の使用時間が1時間に満たない場合は、これを1時間とする。

●西郷村民体育館使用料減免基準

1. 村又は教育委員会及び公民館が主催し、又は共催して行う行事で使用するとき。 全額
2. 村又は教育委員会及び公民館が後援して行う行事で使用するとき。 2分の1額
3. その他教育委員会が、使用しようとする目的が公益上、適当と認められた行事で使用されるとき。 3分の1額

体育館の使用手続きについて

◆貸切使用

1. 体育館で直接使用申請の手続きをして下さい。
2. 受付の期間は、使用する日の14日前までです。
3. 受付の時間は、日曜、祝祭日を除く毎日、午前9時より午後5時(土曜日は正午)までです。
4. 使用料納入の際に許可証を発行します。

◆個人使用

1. 使用にあたっては、体育館を使用していない時は、いつでも使用できます。
2. トレーニング室は、開館時間内はいつでも使用できます。ただし、団体等が使用している時は御遠慮願います。
3. 使用される時は、窓口申し出て、使用料を納入してから使用していただきます。

◆休館日

1. 毎週月曜日。
2. 国民の祝日に関する法律に規定する日の翌日。
3. 1月1日から、同月3日まで、及び12月29日から同月31日まで。

◆使用時間

午前9時から午後9時までです。

◆その他

1. 使用時間には、会場の準備、後始末に要する時間も含まれますので、ご注意下さい。
2. 使用手続き(貸切・団体)においでの際は、必ず責任者の印鑑をご持参して下さい。又興行等の場合は、計画書もご持参願います。

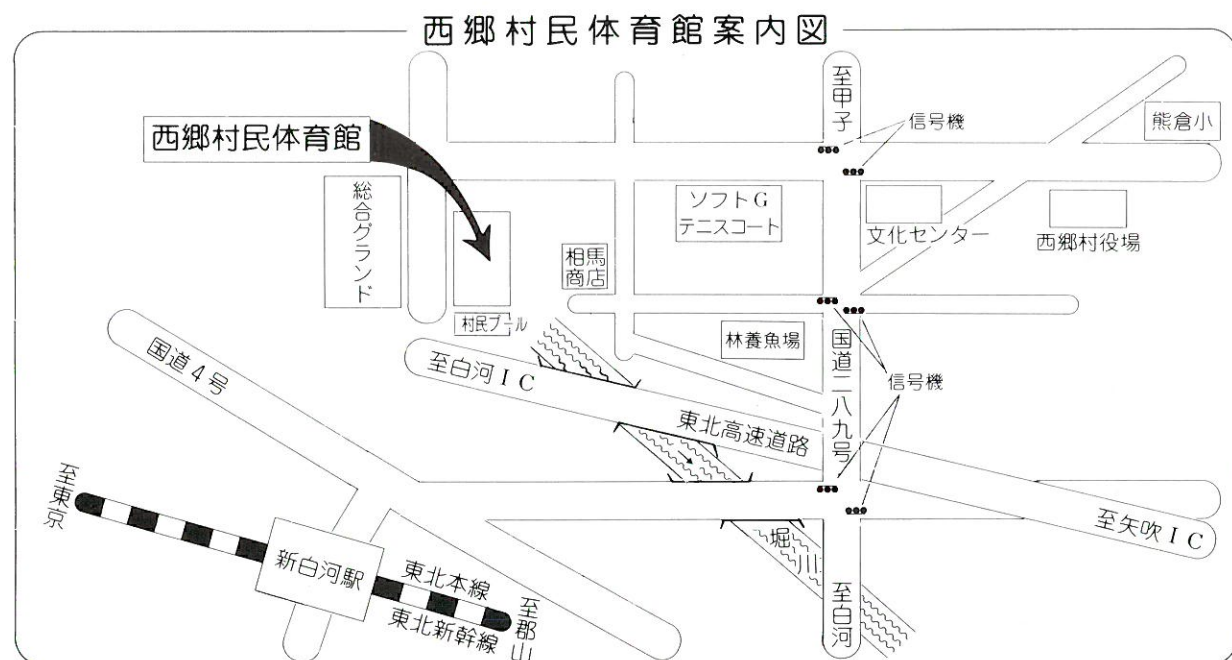
体育館使用上の心得について

1. 使用許可証を必ず窓口に掲示してから使用して下さい。
2. 使用時間は、固く守って下さい。
3. 器具等を使用する場合は、窓口申し出てから使用して下さい。返還する時は係員立合いで行って下さい。
4. 体育館及び附属設備等の使用は、係員の指示に従って下さい。
5. 館内の既設ライン以外にラインを必要とする場合は、使用者側でビニールラインテープを準備して下さい。その他によるラインは固くお断りいたします。
6. 施設、設備、器具等を破損、汚損、又は滅失した時は、使用者にその損害を賠償していただくことがあります。
7. 館内での土足は固く禁じておりますので、上履を持参下さい。
8. 指定場所以外は立入らないで下さい。
9. 火気の取扱いには、特に注意し、指定された場所以外では、喫煙しないで下さい。
10. 大会、興行等の場合、館内外の秩序保持のため、必要に応じて整理員を配置して下さい。
11. 許可なく、物品の販売、広告、宣伝、並びに募金等をしないで下さい。
12. 行事のため搬入した物品等の保管は、使用者の責任において管理して下さい。
13. 床、壁、柱、窓等には、はり紙をしたり又は、画びょう、釘等を打込まないで下さい。
14. その他、係員の指示に従って下さい。



西郷村民体育館

利用案内



〒961 福島県西白河郡西郷村大字小田倉字蛇口1-4
TEL 0248-25-1102

西郷村教育委員会